（国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条の二第一項」を「第八条第一項」に改める。

第三条中「第八条の二第二項」を「第八条第二項」に改める。

第四条第一項中「第八条の二第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三項中「第八条の二第二項」を「第八条第二項」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の項の次に次のように加える。

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）	第十条第三項及び第十二条

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

総務大臣　原口　一博

平成二十二年四月一日

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「市町村課」を「住民制度課」に改める。

第二十二条の二の見出しを「（行政経営支援室）」に改め、同条第一項中「合併推進課」を「市町村体制整備課」に、「行政体制整備室」を「行政経営支援室」に改め、同条第二項中「行政体制整備室」を「行政経営支援室」に改め、同条第一項中「合併推進課」を「市町村体制整備課」に改め、同条第三項中「行政体制整備室」を「行政経営支援室」に改める。

第二十三条第二項第二号中「こと」の下に「（住民制度課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十四条の見出し中「コミュニティ・交流推進室」を「人材力活性化・連携交流室」に改め、同条第一項中「コミュニティ・交流推進室」を「人材力活性化・連携交流室」に改め、「並びに地域支援専門官一人」を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　人材力活性化・連携交流室は、地方自治に係る政策で地域の振興に関するもののうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に係るもののうち、人材力の活性化及び国、地方公共団体、非営利活動法人、民間等の連携に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二　地域間交流並びに他の地域からの移住の促進に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

5　人材力活性化・連携交流室に、室長及び地域支援専門官一人を置く。

第二十四条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　地域支援専門官は、命を受けて、地方公共団体が主体的に実施する地域の一層の自立に向けた地域の振興に関する施策への支援に関する専門的事項に関する事務を行う。

第二十八条の見出しを「（収支公開室、支出情報開示室及び政党助成室）」に改め、同条第一項中「及び政党助成室」を「、支出情報開示室及び政党助成室」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　支出情報開示室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政治団体の収支報告書に併せて提出される領収書等の写しの開示に関すること。

二　国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関すること。

5　支出情報開示室に、室長を置く。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（インターネットドメイン利用推進官）

第五十七条の二　データ通信課にインターネットドメイン利用推進官一人を置く。

2　インターネットドメイン利用推進官は、命を受けて、電気通信事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちインターネットドメインの利用の推進に関する事務を行う。

第六十条の見出しを「（企画官及び調査官）」に改め、同条第一項中「企画官」の下に「及び調査官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　調査官は、命を受けて、消費者行政課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

第七十三条の二の見出しを「（企画官及び調査官）」に改め、同条第一項中「調査官」を「企画官及び調査官それぞれ」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　企画官は、命を受けて、経済基本構造統計課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

附則第十一条の見出し中「コミュニティ・交流推進室」を「人材力活性化・連携交流室」に改め、同条中「コミュニティ・交流推進室」を「人材力活性化・連携交流室」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第十二条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第四十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

五、二三七人	
一六二人	を
五、三八九人	

「

五、一	
一	に改める。
五、三	

」

八九人	
六二人	
五一人	

」

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十二年九月三十日までの間においては、五、二二一人とする。